

## 犯罪被害者等給付金の裁定事務に関する訓令

[最終改正 令和7.2.28 京都府警察本部訓令第4号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、犯罪被害者等給付金（以下「給付金」という。）の支給に関する裁定の事務（以下「裁定の事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 裁定の事務の取扱いについては、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）、京都府公安委員会事務専決規程（昭和34年京都府公安委員会訓令第1号）及び京都府警察事務専決規程（昭和34年京都府警察本部訓令第1号）によるほか、この訓令の定めるところによる。

(基本的留意事項)

第3条 給付金制度の運用に当たっては、犯罪被害者又はその遺族の心情及び立場を十分に理解するとともに、裁定の事務が適正かつ迅速に行われるように努めなければならない。

(受付事務機関)

第4条 遺族給付金支給裁定申請書（規則様式第1号）、重傷病給付金支給裁定申請書（規則様式第2号）及び障害給付金支給裁定申請書（規則様式第3号）（以下「申請書」という。）の受付事務機関は、次のとおりとする。

(1) 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）

(2) 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）の住所地を管轄する警察署長（以下「住所地警察署長」という。）

(受付事務)

第5条 警務課長及び住所地警察署長は、申請書の提出を受けたときは、必要事項の記載漏れ及び必要な添付書類の有無等を確認し、受け付けるものとする。この場合、住所地警察署長は、速やかに申請書を受け付けたことを警務課長に連絡し、受付番号の通知を受けるものとする。

2 警務課長及び住所地警察署長は、申請書を受け付けたときは、遺族・重傷病・障害給付金支給裁定申請受付報告書（様式第1号）により速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告（住所地警察署長にあつては、警務課長を経由）するとともに、犯罪被害者等給付金関係処理簿（様式第2号）に記録するものとする。

3 警務課長は、住所地警察署長から遺族・重傷病・障害給付金支給裁定申請受付報告書の送付を受けたときは、犯罪被害者等給付金関係処理簿に記録するものとする。

4 第2項の報告を受けた本部長は、申請の受付状況を京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）に報告するものとする。

(事案の通報)

第6条 事件の処理を行つた警察署長（以下「事件処理警察署長」という。）は、犯罪被害に該当する事案又はその可能性がある事案であると認めるときは、速やかに京都府警察情報管理シ

システムによる被害者支援情報管理システム（以下「支援システム」という。）に必要事項を入力し、登録するものとする。

（調査等）

第7条 警務課長は、裁定の事務を効果的に行うため必要な調査を行うものとする。

2 警務課長は、裁定の事務を行うため必要があると認めるときは、申請者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件（以下「文書等」という。）の提出、出頭又は医師の診断を受けることを求めることができるものとする。この場合において、文書等の提出を求めるときは提出者の求めに応じ預り書（様式第4号）を交付するものとし、出頭又は医師の診断を受けることを求めるときは文書によるものとする。

3 警務課長は、前2項の調査を行うために必要があると認めるときは、裁定に係る事件を主管する課の長（以下「事件主管課長」という。）その他の所属長に対し協力を求めることができる。

（照会等）

第8条 警務課長は、事件処理警察署長に対し裁定の事務に必要な調査を行うときは、犯罪被害給付関係事項照会書（様式第5号）により照会するとともに、その照会内容を事件主管課長に通報するものとする。

2 事件主管課長は、照会に対する回答が円滑に行われるように事件処理警察署長に助言等を行い協力するものとする。

（回答等）

第9条 照会を受けた事件処理警察署長は、捜査結果に基づき、速やかに犯罪被害給付関係事項回答書（様式第6号。以下「回答書」という。）を作成し、警務課長に送付するものとする。

2 国家公安委員会又は他の都道府県公安委員会から照会を受けた警察署長は、速やかに警務課長に通報するとともに、前項に準じて処理するものとする。

（裁定案等の作成）

第10条 警務課長は、調査により収集した資料に基づき、別に定める検討調書、給付金支給検討票（様式第7号。以下「検討票」という。）及び犯罪被害者等給付金支給裁定案（以下「裁定案」という。）を作成し、本部長に報告するものとする。

2 警務課長は、申請者が法第13条第1項の規定による調査等に協力しないため適正な裁定を行うことができないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにした犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下案（以下「却下案」という。）を作成し、本部長に報告するものとする。

(1) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法

(2) 申請者が調査等に協力しないことについて、正当な理由がないこと。

3 第1項の規定は、申請者に対し仮給付金を支給することが適当であると認められるときの仮給付金支給決定案（以下「決定案」という。）の作成について準用する。この場合において、同項中「犯罪被害者等給付金支給裁定案」とあるのは「仮給付金支給決定案」と、「裁定案」とあるのは「決定案」と読み替えるものとする。

（公安委員会の裁定等）

第11条 第10条第1項（第3項において準用する場合を含む。）又は同条第2項の報告を受けた本部長は、裁定案、却下案又は決定案に関係資料を添えて公安委員会に提出するものとする。

（裁定通知書等の交付）

第12条 警務課長は、公安委員会の裁定又は決定の結果に基づき犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第4号）、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第5号）又は仮給付金支給決定通知書（規則様式第6号）（以下「通知書」という。）を作成し、速やかに申請者に送付又は交付の上、受領書（様式第8号）を徴するものとする。

2 警務課長は、相当と認める場合は、通知書等を住所地警察署長を経由して申請者に交付することができる。この場合、住所地警察署長は、速やかに申請者に交付の上、受領書を徴し、警務課長に送付するものとする。

（警察庁への報告）

第13条 警務課長は、公安委員会において裁定又は決定が行われたときは、直ちに次に掲げる書類の写しを警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長に送付するものとする。

(1) 通知書等

(2) 検討票

(3) 検討調書

（損害賠償の申出等）

第14条 警務課長及び住所地警察署長は、申請者から犯罪被害を原因として損害賠償を受けた旨の申出があつたときは、犯罪被害に係る損害賠償受領届出書（様式第9号）により受け付け、速やかに本部長に報告（住所地警察署長にあつては、警務課長を経由）するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和56年7月13日から施行し、昭和56年1月1日から適用する。

第 号  
年 月 日

京都府公安委員会 殿

長

遺族  
重傷病 給付金支給裁定申請受付報告書  
障害

住所 遺族  
氏名 による 重傷病 給付金の支給に係る裁定申請を、  
障害

下記のとおり受け付けましたので、その申請書を添付して報告します。

記

1 受付年月日 年 月 日

2 受付番号 第 号

犯罪被害者等給付金関係処理簿

事件名				
申請者	本籍			
	住所			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
犯罪被害者	本籍			
	住所			
	氏名		男・女	
	生年月日	年	月	日
受付	受付番号	第	号	
	受付年月日	年	月	日
	受付機関	警務課	・ 京都府 警察署	
	受付報告年月日	年	月	日
	※警察庁登録番号			
裁定申請却下	番号	第	号	
	却下年月日	年	月	日
	通知年月日	年	月	日
	内容			
仮給付	決定番号	第	号	
	決定年月日	年	月	日
	通知年月日	年	月	日
	※警察庁への報告	年	月	日
	内容			
裁定	裁定番号	第	号	
	裁定年月日	年	月	日
	通知年月日	年	月	日
	※警察庁への報告	年	月	日
	内容			

注：※は、警務部警務課で記入する。

※ 調 査 ・ 照 会	年 月 日	件名（内容）	調査・照会先	回答年月日

注：※は、警務部警務課で記入する。



第 号  
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

犯罪被害給付関係事項照会書

犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定を行うために必要があるので、下記の犯罪被害者に係る犯罪被害について、別紙記載の事項を調査の上回答されたく、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第13条第2項の規定によつて照会します。

記

本 籍  
住 所  
氏 名  
性 別  
生年月日  
職 業



様式第7号（第10条、第13条関係）

（ ） 申請に係る （ ） 給付金支給 （ ） 検討票

事 件 名								
申 請 年 月 日		年 月 日 受付	裁定県	京 都	事件取扱県			
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 午 時 分 ころ						
犯罪被害の発生日時		死亡 ・ 重傷病 ・ 症状固定 年 月 日 午 時 分 ころ						
犯罪行為が行われた場所								
犯罪被害を知った日		年 月 日						
犯 罪 被 害 者	(フリガナ) 氏 名		生年 月日	年 月 日	年 齢	当時 歳	性 別	
	本 籍 ・ 国 籍							
	住 所							
	職 業 (勤務先)		特 記 事 項					
加 害 者	(フリガナ) 氏 名		生年 月日	年 月 日	年 齢	当時 歳	性 別	
	本 籍 ・ 国 籍							
	住 所							
	職 業 (勤務先)		特 記 事 項					
	処 分 結 果 等							
犯罪被害者と加害者との関係								
犯 罪 被 害 の 概 要								

申請者及び申請者以外の第一順位遺族 ・住所 ・犯罪被害者との続柄 ・職業 ・氏名 ・犯罪被害当時の年齢 ・受給資格の有無	計 人		
犯罪被害者負担額	○療養期間 日 ○入院日数（労務に服することができなかった日数） [認定資料、根拠]	○犯罪被害者の加入する医療保険の種別 ○犯罪被害者負担額 [認定資料、根拠]	円
収入日額	[認定資料、根拠]		
給付基礎額	[根拠、算定式] 円		
休業加算基礎額	[根拠、算定式] 円		
休業加算額	○療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日の数 [根拠]	○部分休業日における収入の合計額 [認定資料、根拠、算定式]	円
生計維持関係遺族 ・犯罪被害者との続柄 ・氏名 ・犯罪被害当時の年齢 ・人数	計 人	遺 児 ・犯罪被害者との続柄 ・氏名 ・犯罪被害当時の年齢 ・就学状況	

倍 数	[認定資料] [根拠]	他の公的給付	
	倍	損害賠償	
仮給付金	[決定年月日] [金額]		
支給率	[根拠]		
( ) 案	[給付金の額] [算定式]		
認定理由			
警察庁意見			

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受領者  
住 所  
氏 ふりがな 名

受 領 書

年 月 日付けで犯罪被害者等給付金の支給裁定申請をしましたが、その結果について犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第20条第1項に規定する通知書を下記のとおり受領しました。

記

申 請 者	住所 氏名
通 知 書 番 号	
通 知 書 名	
受 領 年 月 日	年 月 日
備 考	

注：受領者と申請者が異なる場合は、備考欄にその関係を記載すること。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

届出者

住所

ふりがな  
氏名

犯罪被害に係る損害賠償受領届出書

年 月 日付けで犯罪被害者等給付金の支給裁定申請をしましたが、その犯罪被害を原因として次のとおり損害賠償を受けましたので、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第19条の規定により届け出ます。

1 損害賠償を 受けた者	住 所 氏 名 犯罪被害者との続柄
2 損害賠償を した者	氏 名 住 所 職 業 加害者との関係
3 損害賠償を 受けた年月 日	年 月 日
4 受領した損 害賠償額及 びその内訳	
5 備 考	
※受付	年 月 日 第 号 警察署経由

注：届出者と損害賠償を受けた者が異なる場合は、備考欄にその関係を記載すること。